

再発防止策の概要について

1. 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分¹

[発生原因]・・・平成19年7月12日お知らせ済み

報告データの作成にあたり、交付対象地域の契約データから国・県等の交付対象外契約を除外する際に、「交付対象外」とすべきデータを除外しなかったこと、「交付対象」とすべき契約を「交付対象外」として扱っていたことが原因です。

[再発防止策概要]

(1) 一括交付部分²

a. システム化(OA)による集計方法の見直し

報告データの集計作業をシステム化(OA)し、手作業による集計方法から自動集計方法に見直しすることにより集計誤りを防止します。

b. 営業所におけるチェック方法の明確化

営業所における集計過程・集計結果のチェック方法を記載したチェックシートを作成し、チェック方法の明確化を図り、報告値の検証を徹底します。

c. 複数個所における点検の実施

支店および最終とりまとめ個所である料金事務センターにおいても、チェックシートに基づき報告データの算定内容を点検します。

(2) 給付金個別交付部分²

a. マニュアルの整備による交付認定業務の適正処理確保

交付認定業務の処理手順やチェックポイント等をマニュアルとして整備し、業務の適正処理を再周知・再徹底します。

b. 給付金交付期間における交付内容の点検の実施

交付対象外契約のリストを新たに出力し、営業所・支店・料金事務センターの複数個所で点検します。

(3) スケジュール

各種対策について随時、社内周知を行い、平成20年度以降の報告データ作成作業に反映していきます。

- ・ マニュアルの整備、チェックシートの作成等 ……平成19年9月目途
- ・ システム(OA)の構築・検証 ……平成20年1月目途

2. 電力移出県等交付金相当部分³、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分⁴

[発生原因]・・・平成19年7月12日お知らせ済み

交付金の算定諸元となる各県別の発電電力量や消費電力量等について、年に1回データを取りまとめて国に報告する際、本来計上すべき電力量の計上漏れ、引用する諸元データ誤りならびに電力量算出時の計算誤りがありました。

いずれについても報告時のデータ確認が不十分であったことが原因です。

[再発防止策概要]

(1) マニュアルの整備

データ算定から提出までの業務フロー、データ集計およびチェック方法等の詳細を内容とするマニュアルを整備し、報告書の作成および多重チェック等に使用します。

(2) 業務フローの改善によるチェック体制の強化

データ算定個所(主に発電所等を管理する技術部門等)ならびにとりまとめ個所(国への報告窓口となる事務部門等)それぞれにおいて、作成した報告資料を管理職も含め複数回チェックするほか、とりまとめ個所がデータ算定個所の算定内容を確認する等、業務フローを改善します。

(3) スケジュール

マニュアルの整備は平成19年10月を目途に実施します。その後、制定したマニュアルの検証や作業手順に関する社内打合せを実施し、平成20年度以降の報告データ算定、とりまとめ作業に反映していきます。

以上

- 1 「原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分」とは、原子力発電施設等の所在市町村および隣接市町村等を域内に有する都道府県を対象に電灯契約口数や電力契約ワット数に応じて一定額が交付されるものです。
- 2 「原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分」には、対象市町村に一括で交付される「一括交付」相当部分と、対象市町村の電気需給契約者に個別に交付される「給付金個別交付」相当部分があり、各市町村が選択しております。
- 3 「電力移出県等交付金相当部分」とは、「県内の発電電力量が消費電力量の1.5倍以上」等の条件に適合する都道府県に対し、発電電力量と消費電力量の差に応じて一定額が交付されるものです。
- 4 「原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分」とは、「原子力発電施設等の所在市町村等」に対し、原子力発電施設等の設備能力等に応じて一定額が交付されるものです。